令 和 ８ 年 ９ 月

第 ４ 回

会 議 議 事 録

議　　長　　小櫃　敏文

署名委員　　森　　京子

署名委員　　濱田　義彦

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会　　長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	主　　査	主　　任	係

令和　８年　９月３０日 供覧の上、公開してよいか伺います。	合　　議			
	農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第４回川口市農業委員会会議議事録

１　川口市農業委員会告示第６号

下記について付議するため、9 月 30 日（水）午前 10 時 00 分、市役所第一本庁舎５階５０３・５０４中会議室に、第４回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長　　小櫃敏文

記

第１号議案　　農地法第３条の規定による許可申請について

２　出席農業委員

会長	小櫃　敏文	会長職務代理者	森　京子	１番	田中　淳子	２番	沖田　保
３番	中田　裕子	４番	濱田　義彦	５番	濱野　隆次	６番	山岡　宗義
７番	山﨑　敬司	８番	山岡　佐智子	９番	豊田　満	10番	鈴木　一

３　出席推進委員

鈴木　小百合　　茂木　祐美

４　出席職員

事務局長　片岡　功敬　　事務局次長　町田　篤　　農地担当　西村　裕介
書　　記　山田　南

５　開会

午前 10 時 00 分、小櫃会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

６　議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者　森　京子委員、４番　濱田　義彦委員を指名した。

７　農地法第４・５条届出総括表及び報告事項の内容について

（１）議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。

（２）事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項１から報告事項６について「資料１」により逐次説明した後、報告事項７について、次のように説明した。

事 務 局　「次に、報告事項７、農地利用最適化推進委員の能率報酬について、ご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の報酬は、条例に基づき基本報酬と能率報酬に分かれており、能率報酬につきましては「遊休農地の解消１件につき５万円」を支給することとされております。支給にあたっては農業委員会会議にて報告することとされておりますことから、この度ご報告するものです。

本件は、農地の管理に苦慮していた土地所有者と新規就農のために農地を探していた借受人を農地利用最適化推進委員であった細田元推進委員が仲介して、賃貸借契約に至ったものです。

経過といたしましては、令和８年４月に農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画について、農業委員の皆様にご審議いただいた後、７月に５年間の賃貸借契約を締結し、圃場整備に取り組み始めました。

農地の状況につきましては、本日配布いたしました補足資料の写真のとおり、圃場整備が完了し、ジャガイモ、サトイモの植え付けを開始するなど、今後耕作が継続するものと判断できます。

このことから、川口市農地利用最適化推進委員の勤務条件に関する要綱第７条第３項に規定する「過去１年以上の間、不作付になっている農地について、推進委員の助言等により３年以上継続を見込まれる耕作が開始された」と認め、本件の主たる担当推進委員であった細田元推進委員に能率報酬５万円を支給いたしますことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。」

（３）議長は、農地利用最適化推進委員に補足説明を求めた。

（４）農地利用最適化推進委員は、次のように述べた。

鈴木推進委員　「細田元推進委員より引継ぎを受けておりますので、私から補足説明をさせていただきます。

令和８年３月、神根地区で農地を所有されているかたから、農地の管理に苦慮しているとのご相談が寄せられました。

そこで、新規就農のために農地を探していた借受人を引き合わせ、令和８年７月から５年間の賃借権設定につなげることができました。

賃借権の設定後、現地につきましては、毎月、適正に確認を行っております。

借受人は積極的に圃場の整備を行っており、現在はジャガイモやサトイモなどの作付けを開始いたしました。

今後は、一般企業や川口中央青果市場の直売所での販売を計画するなど、意欲的に取り組まれている状況です。

８月 24 日に現地を確認した際には、本日配布されました写真資料のとおり農地が再生されており、今後も耕作が継続されるものと判断しております。以上でございます。」

（５）報告事項１から報告事項７について、全員これを了承した。

８　議案の上程

（１）申請の総括

１）事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

（２）第１号議案　　農地法第３条の規定による許可申請について

１）議長は第１号議案を上程し、説明を求めた。

２）地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、和光市白子２丁目のかたから、南鳩ヶ谷１丁目のかたへ、農地の所有権を移転する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

３）事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根小学校から南東に 300ｍほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、

周囲を宅地、道路、グリーンセンターの駐車場に囲まれている、1筆、27㎡でございます。
本件は、申請地北側の宅地を購入している譲受人が、申請地を農地として取得するものでございます。
それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。
まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在、市内外に所有している農地はなく、農機具等も保有しておりませんが、申請地でキュウリ、ミニトマト、小松菜等の野菜を栽培するという計画について、夫の実家では農業を営んでおり、トマト、ナス、キュウリ等の野菜作りの手伝いをしてきた経験があるとのことから、効率的に耕作を行うと認められ問題ありません。
次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、問題ありません。
信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、問題ありません。
次に権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、常時従事していると認められる日数は年間150日以上となります。現在、譲受人1人で、年間222日従事することを見込んでおり、農作業に常時従事すると認められるため、問題ありません。
所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、問題ありません。
権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れのあると認められる場合に該当するかという点につきましては、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、問題はないものと考えられます。
以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第３条第２項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

4）議長は地区担当委員に補足説明を求めた。
「9月11日に事務局職員とともに、現地調査を実施いたしました。ただいまの事務局から説明のとおりでございます。また、この農地は1m×15m程の土地でして、譲受人は露地野菜を計画されておりましたが、現状、生垣のようにしていたときの木の根っこ部分が残っておりましたので、果樹などの選択肢もあることをお伝えしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

5）議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

9 連絡事項

・令和9年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について
・生産緑地の取得のあっせんについて

１０ 閉会

午前 10 時 30 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第４回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和８年９月３０日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞